

# 公立大学法人横浜市立大学障害学生等の支援に関する規程

制 定 平成 28 年 4 月 1 日規程第 60 号

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日規程第 13 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 障害学生等支援体制（第 3 条―第 5 条）

第 3 章 バリアフリー支援委員会（第 6 条―第 11 条）

第 4 章 委任（第 12 条）

### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、横浜市立大学（以下「本学」という。）が、心身等に障害のある者（以下「障害学生等」という。）を受け入れ、修学等の支援を行うための相談体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条 この規程において、支援対象となる「障害学生等」とは、本学への入学志願者、入学選抜合格者、入学手続完了者または在籍者のほか、本学が実施する公開講座やシンポジウム等の参加者で、障害者手帳等の有無に関わらず心身等の障害により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

### 第 2 章 障害学生等支援体制

（支援体制）

第 3 条 本学にバリアフリー支援室を置き、アドミッション課、各キャンパス教務担当・学生担当、キャリア支援担当、保健管理課、各キャンパス施設担当、ボランティア支援室、学術企画担当、人事課等の関係所管及び学部、研究科との連携により、障害学生等の支援を行うものとする。

2 バリアフリー支援室は、障害学生等又はその関係者からの相談窓口を担い、面接その他の方法により心理・社会的な支援の提供及び関係所管との調整を行う。

3 バリアフリー支援室、関係所管及び学部、研究科は障害学生等の個別案件ごとに支援チームを結成し、各担当分野における調整に努めるものとし、全体の調整補助は学生支援課学生担当が行う。

（バリアフリー支援委員会）

第 4 条 障害学生等に対する支援内容等は、バリアフリー支援委員会（以下「委員会」という。）で協議し決定する。

（学内調停委員会）

第 5 条 障害学生等から支援内容に対して異議の申し立てがあった場合は、学内調停委員会で調整を行う。なお、学内調停委員会については、公立大学法人横浜市立大学ハラスメント防止に関する規程で定めるハラスメント防止委員会が兼ねるものと

する。

### 第3章 バリアフリー支援委員会

#### (審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害学生等の支援のための基本事項に関すること
- (2) 障害学生等の修学及び学生生活に係る支援内容に関すること
- (3) 障害学生等に係る学修環境の整備に関すること
- (4) その他障害学生等の支援に関し必要な事項

#### (組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副学長をもって充てる。

3 委員は公立大学法人横浜市立大学教育研究審議会規程第2条第1号から第5号に掲げる委員のうち、第3号を委員とする。

#### (運営)

第8条 委員長は、委員会を招集する。

2 委員長に事故があるときはあらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

#### (委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

#### (審議事項の委任)

第10条 委員会は、審議事項の一部を障害学生等の所属する学部・研究科の教授会に委任することができる。

2 前項における教授会の議決についての事項は、公立大学法人横浜市立大学教育研究関係の職員及び諸会議に関する規程の規定を準用する。

#### (事務)

第11条 委員会の事務は、学務・教務部教育推進課において処理する。

### 第4章 委任

#### (委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、障害学生等の支援のために必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則 (平成28年規程第60号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年規程第13号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。